



平成28年 3月1日(火) 第9378号

■ 目 次

	ページ
告示	
○保安林予定森林(森林保全課)	2
○保安林の指定施業要件の変更予定 (同)	2
○一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示の一部改正(会計課)	4
〇同	4
○同	4
公 告	
○所在不分明通知(森林保全課)	4
○同	5
○土地改良区役員の就任の届出 (農村整備課)	7
○平成28年二級建築士試験の実施 (建築課)	7
○平成28年木造建築士試験の実施(同)	8
監査委員公告	
○監査結果の公表	1 0
	1 7
○同	1 9
○監査結果に基づく措置状況	2 8
○同	3 1

■ 告 示

◎群馬県告示第49号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林に指定する予定である旨の通知があった。

平成28年3月1日

群馬県知事 大澤 正明

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所 桐生市菱町五丁目字朝日沢926、927の4、927の5
 - (2) 指定の目的 水源の涵養
 - (3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所 桐生市黒保根町水沼字水頭丁340の7、みどり市東町荻原566の1、569の1、570、571、573、吾妻郡東吾妻町大字本宿字薑267(次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
 - (3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 字水頭丁340の7、東町荻原566の1(次の図に示す部分に限る。)、569の1、570、57
- (4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県環境森林部森林保全課並びに関係市 役所及び東吾妻町役場に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第50号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。 平成28年3月1日

群馬県知事 大澤 正明

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 前橋市(次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 風害の防備

- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 前橋市(次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 水害の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 前橋市(次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 干害の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 4(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 前橋市(次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県環境森林部森林保全課及び前橋市役所に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第51号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示(平成3年群馬県告示第355号)の一部を次のように改正し、平成28年2月4日から適用する。

平成28年3月1日

群馬県知事 大澤 正明

「上村太平 渋川市渋川2598-5 (上村酒店) を「上村太平 渋川市渋川2598-5 (上村酒店)」 を「上村太平 渋川市渋川2598-5 (上村酒店)」 に改める。

◎群馬県告示第52号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示(平成3年群馬県告示第355号)の一部を次のように改正し、平成28年2月9日から適用する。

平成28年3月1日

群馬県知事 大澤 正明

「邑楽館林農業協同組合 館林市大手町9-39(大手町支所) 館林市酪農振興協議会 館林市城町1-1 を「邑楽館林農業協同組合 館林市大手町9 -39(大手町支所)」に改める。

◎群馬県告示第53号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示(平成3年群馬県告示第355号)の一部を次のように改正し、平成28年2月16日から適用する。

平成28年3月1日

群馬県知事 大澤 正明

「邑楽館林農業協同組合 邑楽郡板倉町大字岩田1003(板倉西支所)」を 「邑楽館林農業協同組合 邑楽郡 有限会社ケヅカ書店 邑楽郡板 板倉町大字岩田1003(板倉西支所) 食町泉野一丁目1一1(東洋大学板倉キャンパス内 売店IZUMI)」 に改める。

■ 公 告

森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定について、 その森林の所有者及びその森林に関し登記した権利を有する者に通知をしたところ、次の者の所在が不分明なため、 同法第189条の規定により、通知の内容を安中市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成28年3月1日

群馬県知事 大澤 正明

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

	指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
--	--------------------	----------	----

安中市松井田町上増田字室ノ木383	小板橋義和
安中市松井田町上増田字室ノ木410の1	上原忠作
安中市松井田町上増田字室ノ木577の2	上原光久
安中市松井田町上増田字金敷683の4	黒羽正明
安中市松井田町上増田字金敷685の2	上原誠
安中市松井田町上増田字釜久保690から692まで、699	上原敏英
安中市松井田町小日向字小倉山1354の1、1354の2、135 5、1392の3	浦野谷造
安中市松井田町下増田字兎沢1550、1600、1604から16 06まで	平石章
安中市松井田町下増田字兎沢1623の1、1627、1628	原田つねよ
安中市松井田町下増田字兎沢1644	武井辰五郎
安中市松井田町下増田字兎沢1648	原田鶴三郎
安中市松井田町下増田字兎沢1662、1663	原田重政
安中市松井田町下増田字矢ノ沢1943の2、字西堀1959の5	小板橋榮一

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県環境森林部森林保全課及び安中市役所に備え置いて縦覧に供する。

保安林指定施業要件変更予定告示 平成27年12月4日群馬県告示第369号

森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定について、 その森林の所有者及びその森林に関し登記した権利を有する者に通知をしたところ、次の者の所在が不分明なため、 同法第189条の規定により、通知の内容を昭和村役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成28年3月1日

群馬県知事 大澤 正明

1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
利根郡昭和村大字糸井字大貫原1741	小野鶴三郎	
利根郡昭和村大字森下字入山1866の1、1869の1	諸田千草	
利根郡昭和村大字森下字松之木平3193の1、3193の6	堤健一	共有林
同	堤善七	同
利根郡昭和村大字森下字松之木平3206の12	青木剛	
利根郡昭和村大字川額字権現堂2678の1、2678の2	諸(諸)田とう	共有林
同	諸(諸)田磯吉	同
同	藤井幸七	同
同	藤井与平治	同
利根郡昭和村大字川額字日向平3118の2、3124の2	諸(諸)田英次郎	
利根郡昭和村大字川額字日向平3125	白石シナ	
利根郡昭和村大字川額字日向平3140の2から3140の4まで	狩野理京	
利根郡昭和村大字川額字日向平3146	諸田吉五郎	

- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
利根郡昭和村大字川額字日向平3112の1、3112の2、3112の4、字久保畑3592	諸田吉五郎	

- (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県環境森林部森林保全課及び昭和村役場に備え置いて縦覧に供する。

保安林指定施業要件変更予定告示 平成27年12月15日群馬県告示第384号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成28年3月1日

群馬県知事 大澤 正明

土地改良区名	理事監事の別	区分	役 員 氏 名	住 所
藤岡南部	監事	新 任	山口繁美	藤岡市高山1689番地

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により、平成28年二級建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定により、公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成28年3月1日

群馬県知事 大澤 正明

- 1 試験の期日及び時間
 - (1) 学科の試験 平成28年7月3日(日)

学科 I (建築計画) 及び学科 II (建築法規) 10時~13時 (3時間)

学科Ⅲ (建築構造) 及び学科Ⅳ (建築施工) 14時10分~17時10分(3時間)

- (2) 設計製図の試験 平成28年9月11日(日) 11時~16時(5時間)
- 2 試験の場所
 - (1) 学科の試験 高崎健康福祉大学 高崎市中大類町37-1
 - (2) 設計製図の試験 高崎健康福祉大学 高崎市中大類町37-1
- 3 試験の受験申込手続
 - (1) 郵送による受験申込み 過去に二級建築士試験を受験したことがある者のうち、二級建築士試験の受験票若 しくは合否の通知書が申込書に貼付されている者又は離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある者で、勤務先の証明書若しくは住民票が添付されているものに限り行うことができる。
 - ア 受験申込受付期間 平成28年3月14日(月)から同月29日(火)まで(締切日の消印のあるものまで有効)
 - イ 受験申込方法及び宛先

- (ア) 方法 必ず簡易書留で郵送すること。
- (イ) 宛先 〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-6紀尾井町パークビル 公益財団法人建築技 術教育普及センター本部
- (2) インターネットによる受験申込み 平成16年以降に二級建築士試験の申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。
 - ア 受験申込受付期間及び時間
 - (ア) 期間 平成28年3月22日 (火) から同月29日 (火) まで
 - (4) 時間 受付開始日の午前10時から受付終了日の午後4時まで
 - イ 受験申込方法 公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (http://www.jaeic.or.jp/) において、必要な事項を入力し、申し込むこと。
- (3) 受付場所における受験申込み 過去に二級建築士試験を受験したことがない者(過去に受験した二級建築士 試験の受験票又は合否の通知書を申込書に貼付できない者を含む。)は、必ず受付場所における受験申込みを 行うこと。また、受付場所における受験申込みについては、(1)又は(2)による受験申込みができなかった者も 行うことができる。
 - ア 受験申込受付期間及び時間
 - (ア) 期間 平成28年4月7日(木)から同月11日(月)まで
 - (4) 時間 午前10時から午後5時まで
 - イ 受験申込書の受付場所 群馬建設会館4階第5会議室 前橋市元総社町2-5-3
 - ウ 受験申込書の受付 イの受付場所に申込者本人が当該申込書を直接提出したものについて行う。
- 4 学科の試験の免除の申請 学科の試験の免除の申請は、平成26年又は平成27年の学科の試験に合格した者に限り行うことができる。免除の申請に当たっては、平成26年若しくは平成27年の二級建築士試験(他の都道府県知事が行ったものを含む。)の学科の試験の合格通知書又は平成26年若しくは平成27年の設計製図の試験の不合格の通知書で平成28年の学科の試験が免除できる旨記載されたものを貼付することにより行う。
- 5 受験票の交付等 受験票(受験番号、試験場等を明記したもの)については、原則として、平成28年6月1 0日(金)頃、受験有資格者に発送する。
- 6 合格者の発表及び合否の通知 平成28年12月1日(木)(予定)。合格者に合格の旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。なお、学科の試験については、同年8月23日(火)(予定)。
- 7 合否判定基準の公表 合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を公益財団法人建築技術教育普及センター支部及び都道府県建築士会の事務所に掲示する。
- 8 その他
 - (1) 設計製図の試験の課題は、平成28年6月8日(水)頃から公益財団法人建築技術教育普及センター支部、 都道府県建築士会の事務所及び学科の試験場に掲示する。
 - (2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ試験申込時にその旨を申し出ること。

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により、平成28年木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定により、公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成28年3月1日

群馬県知事 大澤 正明

- 1 試験の期日及び時間
 - (1) 学科の試験 平成28年7月24日(日)

学科I(建築計画)及び学科II(建築法規) 10時~13時(3時間) 学科II(建築構造)及び学科IV(建築施工) 14時10分~17時10分(3時間)

- (2) 設計製図の試験 平成28年10月9日(日) 11時~16時(5時間)
- 2 試験の場所
 - (1) 学科の試験 高崎健康福祉大学 高崎市中大類町37-1
 - (2) 設計製図の試験 高崎健康福祉大学 高崎市中大類町37-1
- 3 試験の受験申込手続
 - (1) 郵送による受験申込み 過去に木造建築士試験を受験したことがある者のうち、木造建築士試験の受験票若 しくは合否の通知書が申込書に貼付されている者又は離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情があ る者で、勤務先の証明書若しくは住民票が添付されているものに限り行うことができる。
 - ア 受験申込受付期間 平成28年3月14日(月)から同月29日(火)まで(締切日の消印のあるものまで有効)
 - イ 受験申込方法及び宛先
 - (ア) 方法 必ず簡易書留で郵送すること。
 - (4) 宛先 〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-6紀尾井町パークビル 公益財団法人建築技 術教育普及センター本部
 - (2) インターネットによる受験申込み 平成16年以降に木造建築士試験の申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。
 - ア 受験申込受付期間及び時間
 - (ア) 期間 平成28年3月22日(火)から同月29日(火)まで
 - (イ) 時間 受付開始日の午前10時から受付終了日の午後4時まで
 - イ 受験申込方法 公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (http://www.jaeic.or.jp/) において、必要な事項を入力し、申し込むこと。
 - (3) 受付場所における受験申込み 過去に木造建築士試験を受験したことがない者(過去に受験した木造建築士 試験の受験票又は合否の通知書を申込書に貼付できない者を含む。)は、必ず受付場所における受験申込みを 行うこと。また、受付場所における受験申込みについては、(1)又は(2)による受験申込みができなかった者も 行うことができる。
 - ア 受験申込受付期間及び時間
 - (7) 期間 平成28年4月7日 (木) から同月11日 (月) まで
 - (イ) 時間 午前10時から午後5時まで
 - イ 受験申込書の受付場所 群馬建設会館4階第5会議室 前橋市元総社町2-5-3
 - ウ 受験申込書の受付 イの受付場所に申込者本人が当該申込書を直接提出したものについて行う。
- 4 学科の試験の免除の申請 学科の試験の免除の申請は、平成26年又は平成27年の学科の試験に合格した者に限り行うことができる。免除の申請に当たっては、平成26年若しくは平成27年の木造建築士試験(他の都道府県知事が行ったものを含む。)の学科の試験の合格通知書又は平成26年若しくは平成27年の設計製図の試験の不合格の通知書で平成28年の学科の試験が免除できる旨記載されたものを貼付することにより行う。

- 5 受験票の交付等 受験票(受験番号、試験場等を明記したもの)については、原則として、平成28年6月1 0日(金)頃、受験有資格者に発送する。
- 6 合格者の発表及び合否の通知 平成28年12月1日(木)(予定)。合格者に合格の旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。なお、学科の試験については、同年9月6日(火)(予定)。
- 7 合否判定基準の公表 合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を公益財団法人建築技術教育普及センター支部及び都道府県建築士会の事務所に掲示する。
- 8 その他
 - (1) 設計製図の試験の課題は、平成28年6月8日(水)頃から公益財団法人建築技術教育普及センター支部、 都道府県建築士会の事務所及び学科の試験場に掲示する。
 - (2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ試験申込時にその旨を申し出ること。

■ 監査委員公告

◎監査公表第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した定期監査の 結果を次のとおり公表する。

平成28年3月1日

 群馬県監査委員
 横
 田
 秀
 治

 同
 丸
 山
 幸
 男

 同
 久保田
 順一郎

 同
 狩
 野
 浩
 志

- 1 監査の対象及び主眼 県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、法令等の 趣旨にのっとって適正に行われているか、最少の経費で最大の効果が挙がるよう事務運営がなされているか並び に組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に監査を実施した。
- 2 監査対象年度 平成27年度
- 3 監査対象機関 地域機関等86機関
- 4 監査結果の概要
 - (1) 指摘事項(適正を欠くと認められ、改善を要するもの) なし
 - (2) 注意事項(軽易な誤りがあり、改善を要するもの) 9件
 - (3) 検討事項(事務の効率化等の面から検討を要するもの) なし
- 5 機関別監査結果
 - (1) 総務部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果	
前橋行政県税事務所 (平成28年1月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。	
伊勢崎行政県税事務所 (平成28年1月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。	

高崎行政県税事務所 (平成28年2月1日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田行政県税事務所(平成28年2月15日)	(注意事項) 当該機関は、地方自治法第238条の4第7項に基づき、行政財産の使用許可を行い、使用料及び光熱水費等経費を調定していた。 当該機関は、キャッシュコーナー使用許可に係る平成27年1月分及び2月分の電気料10,629円及び、理容所使用許可に係る平成26年10月から平成27年2月までのガス料7,288円について、平成26年度中に調定し平成26年度の歳入とすべきところ、平成27年度の歳入としていた。
自動車税事務所 (平成28年2月2日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
消防学校 (平成28年2月2日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(2) 生活文化スポーツ部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果	
ぐんま男女共同参画センタ 一 (平成27年11月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。	
館林美術館 (平成27年11月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。	
土屋文明記念文学館 (平成27年11月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。	
スポーツ振興センター (平成27年11月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。	

(3) 健康福祉部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
県民健康科学大学 (平成28年1月27日)	(注意事項) 当該機関は平成27年4月9日付けで一般廃棄物収集運搬業務委託契約(単価契約)を締結した。 当該機関は当該業務に係る支出において、請求書に記載された事項の調査を十分に行わずに支出命令を行ったため、同年6月15日から事務監査日(同年11月17日)現在までの間に4,200円過小に支出した一方で8,280円過大に支出していた。(注意事項) 当該機関は、図書館非常勤受付業務補助業務に従事させるため、平成27年4月1日に臨時雇用者2名(第2種)を雇用し、事務監査日(同年11月17日)現在まで継続して雇用している。 臨時雇用者の勤務時間及び勤務日数については、臨時雇用者取扱基本要領(以下「要領」という。)で定められており、第2種臨時雇用者は1月の勤務日数が14日以内で1日の勤務時間が7時間45分とされている。当該機関は、要領と異なる勤務時間で当該臨時雇用者を雇用していた。
中部福祉事務所	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(平成28年1月18日)	
伊勢崎保健福祉事務所(平成28年1月18日)	(注意事項) 当該機関は、臨時雇用者1名(第4種、1週間の所定勤務日数5日)を平成27年9月1日から同年10月31日まで雇用した。 臨時雇用者に付与される年次有給休暇については、臨時雇用者の休暇取扱要領で定められており、1週間の所定勤務日数が5日の者は、最初の6ヶ月間は1ヶ月につき1日が付与される。 当該機関は、当該臨時雇用者に年次有給休暇を付与しなかったため、賃金の支給が11,860円過少であった。
安中保健福祉事務所 (平成28年2月1日)	(注意事項) 当該機関は、地方自治法第238条の4第7項に基づき、行政財産の使用 許可を行い、使用料及び光熱水費等経費を調定していた。 当該機関は、食品衛生協会使用許可に係る平成26年10月から平成27 年2月までの電気料2,208円について、平成26年度中に調定し平成2 6年度の歳入とすべきところ、平成27年度の歳入としていた。
東部保健福祉事務所(平成28年1月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
心身障害者福祉センター (平成28年1月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
中央児童相談所(平成28年1月28日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
西部児童相談所(平成28年1月28日)	(注意事項) 当該機関は、平成26年11月17日から平成27年10月19日までに 一時保護委託契約を計40件締結した。 契約締結に係る事務処理は、委託期間開始日以前に行うことが原則である が、当該機関は一時保護の解除決定日以降に事務処理を遡って行っていた。
東部児童相談所(平成28年1月28日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
食品安全検査センター (平成28年1月27日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
食肉衛生検査所 (平成28年1月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
動物愛護センター (平成28年1月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(4) 農政部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
農業技術センター (平成27年11月17日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
農林大学校 (平成27年11月17日)	(注意事項) 当該機関が分掌している行政財産の土地に電柱1本に付帯して電気用の支線3条が設置されていたが、このうち1条について土地の使用許可が行われておらず、使用料も徴収していなかった。 行政財産をその目的等を妨げない限度において使用させる場合には、地方自治法第238条の4第7項に基づき使用許可を行うこととされており、使

	用許可を行った場合には、群馬県行政財産使用料条例第2条で、行政財産を使用する者は、使用料を納付しなければならないとされている。 また、群馬県公有財産事務取扱規則第24条で、分掌者は、その分掌する公有財産について、不法占用等の有無、現況と諸台帳との符合の適否などに留意して管理することとされている。
鳥獣被害対策支援センター (平成27年11月17日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
浅間家畜育成牧場 (平成27年11月17日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(5) 産業経済部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果	
群馬産業技術センター (平成28年1月12日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。	
前橋産業技術専門校 (平成28年1月14日)	(注意事項) 当該機関は、予定価格1,425,600円(税込)のエレベーター保守点 検等業務委託契約について、3者から見積書を徴する見積合わせを行い(2 者は辞退)、1,425,600円(税込)の見積書を提出した者と、随意契 約により平成26年4月1日付けで契約を締結した。 群馬県が締結する契約は、一般競争入札が原則であり、指名競争入札や随 意契約ができるのは、それぞれ地方自治法施行令で定める場合のみである。 このうち随意契約によることができる場合は、同令第167条の2第1項各 号及び群馬県財務規則第188条で規定されており、委託契約の場合、予定 価格の限度額は100万円とされているが、当該契約はその金額を超えていた。	
高崎産業技術専門校 (平成28年1月14日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。	
太田産業技術専門校(平成28年1月14日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。	

(6) 北群馬渋川振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
渋川行政県税事務所 (平成28年1月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川保健福祉事務所 (平成28年1月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(7) 多野藤岡振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
藤岡行政県税事務所 (平成28年2月1日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

藤岡保健福祉事務所	指摘事項、	注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
(平成28年2月1日)		

(8) 甘楽富岡振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
富岡行政県税事務所 (平成28年2月1日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
富岡保健福祉事務所 (平成28年2月1日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(9) 吾妻振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
吾妻行政県税事務所 (平成27年12月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
吾妻保健福祉事務所 (平成27年12月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(10) 利根沼田振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果	
利根沼田行政県税事務所 (平成27年12月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。	
利根沼田保健福祉事務所 (平成27年12月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。	

(11) 桐生みどり振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
桐生行政県税事務所 (平成28年2月15日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
桐生保健福祉事務所 (平成28年1月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(12) 邑楽館林振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
館林行政県税事務所 (平成28年2月15日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

館林保健福祉事務所 (平成28年1月22日)

指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(13) 教育委員会

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
西部教育事務所(平成27年12月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
東部教育事務所(平成27年12月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
文書館 (平成28年2月15日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
ぐんま天文台 (平成27年12月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
ぐんま昆虫の森 (平成27年12月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
妙義青少年自然の家 (平成28年2月15日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
東毛青少年自然の家 (平成28年2月15日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋高等学校 (平成27年11月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋南高等学校 (平成27年11月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋西高等学校 (平成27年11月16日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋女子高等学校 (平成27年11月16日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋東高等学校 (平成27年11月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋清陵高等学校 (平成27年11月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
桐生南高等学校 (平成28年1月27日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
桐生西高等学校 (平成28年1月27日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
沼田高等学校 (平成27年12月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
尾瀬高等学校 (平成27年12月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

沼田女子高等学校 (平成27年12月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川高等学校 (平成27年11月16日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川女子高等学校 (平成27年11月16日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
藤岡北高等学校(平成28年1月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
藤岡工業高等学校(平成28年1月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
富岡実業高等学校 (平成28年1月12日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
松井田高等学校 (平成28年1月12日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
安中総合学園高等学校 (平成28年1月12日)	(注意事項) 群馬県において語学指導を行う平成24年4月以降に来日し任用された外 国語指導助手の報酬月額は、平成26年度招致外国青年の勤務に関する取扱 要綱第8条第1項第2号により定められている。 当該機関は、平成26年8月3日に来日し、同月4日から平成27年8月 3日まで、及び同月4日から平成28年8月3日まで任用した外国語指導助 手について、報酬月額を誤ったため、平成26年8月分から平成27年10 月分までについて、報酬計92,024円を過大に支給していた。また、これに伴い、報酬から控除する所得税及び雇用保険料を過大に徴収していた。
大間々高等学校 (平成28年1月27日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
玉村高等学校 (平成28年1月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林商工高等学校 (平成27年12月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
西邑楽高等学校 (平成27年12月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
大泉高等学校 (平成27年12月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
あさひ特別支援学校 (平成28年1月28日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田高等特別支援学校(平成28年1月28日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
藤岡特別支援学校 (平成28年1月14日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
富岡特別支援学校 (平成28年1月14日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渡良瀬特別支援学校 (平成28年1月28日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
I	I .

吾妻特別支援学校	指摘事項、	注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
(平成28年1月14日)		

(14) 警察本部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
前橋警察署 (平成28年1月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎警察署 (平成28年1月17日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
富岡警察署 (平成28年1月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎警察署(平成27年11月9日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林警察署 (平成27年12月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川警察署 (平成27年11月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

◎監査公表第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第5項の規定により実施した随時監査の結果を次のとおり公表する。

平成28年3月1日

 群馬県監査委員
 横
 田
 秀
 治

 同
 丸
 山
 幸
 男

 同
 次保田
 順一郎

 同
 狩
 野
 浩
 志

- 1 監査の対象及び主眼 県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令等の趣旨にのっとって 適正に行われているか、最少の経費で最大の効果が挙がるよう事務運営がなされているか並びに組織及び運営の 合理化に努めているかを主眼に監査を実施した。
- 2 監査対象年度 平成27年度
- 3 監査対象機関 地域機関等8機関
- 4 監査結果の概要
 - (1) 指摘事項(適正を欠くと認められ、改善を要するもの) なし
 - (2) 注意事項(軽易な誤りがあり、改善を要するもの) なし
 - (3) 検討事項(事務の効率化等の面から検討を要するもの) なし
- 5 機関別監査結果

(1) 健康福祉部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
西部児童相談所 (平成27年10月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(2) 産業経済部

監査対象機関 (監査年月日)		監査の結果	
太田産業技術(平成27年	専門校 9月25日)	指摘事項、	注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(3) 北群馬渋川振興局

監査対象機関 (監査年月日) 監査の結果	
渋川行政県税事務所 (平成27年10月2日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(4) 甘楽富岡振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
富岡土木事務所 (平成27年12月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(5) 利根沼田振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果	
沼田土木事務所 (平成27年12月16日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。	

(6) 教育委員会

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果	
伊勢崎高等学校 (平成27年10月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。	
太田工業高等学校(平成27年10月9日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。	
二葉特別支援学校 (平成27年11月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。	

◎監査公表第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により実施した財政的援助団体等に係る監査の 結果を次のとおり公表する。

平成28年3月1日

 群馬県監査委員
 横
 田
 秀
 治

 同
 丸
 山
 幸
 男

 同
 久保田
 順一郎

 同
 狩
 野
 浩
 志

- 1 監査の対象及び主眼 財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているか等を主眼として監査を実施した。
- 2 監査対象年度 平成26年度
- 3 監査対象団体 36団体
- 4 監査結果の概要
 - (1) 指摘事項(適正を欠くと認められ、改善を要するもの) 1件
 - (2) 注意事項(軽易な誤りがあり、改善を要するもの) 1件
 - (3) 検討事項(事務の効率化等の面から検討を要するもの) なし
- 5 団体別監査結果

監査対象団体	一般社団法人群馬県猟友会
監査年月日	平成27年9月11日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	環境森林部 (1) 公の施設の管理(指定管理) ・群馬県クレー射撃場 指定管理料 4,721,000円
監査の結果	(指摘事項) 当該機関は、指定管理者として、群馬県クレー射撃場の管理及び運営に関する基本協定書第5条の規定に基づき群馬県クレー射撃場(以下「射撃場」という。)の使用の承認等に関する業務及び射場使用料(以下「使用料」という。)の収納の事務等を行っている。射撃場を使用しようとする者は、群馬県クレー射撃場の設置及び管理に関する条例(以下「条例」という。)第8条の規定により指定管理者の承認を得なければならないとされ、承認を得ようとする者(以下「申請者」という。)は、群馬県クレー射撃場の設置及び管理に関する条例施行規則(以下「規則」という。)第3条の規定により群馬県クレー射撃場射場使用承認申請書を指定管理者に提出しなければならないとされている。なお、射撃場の使用の承認は、規則第4条の規定により群馬県クレー射撃場射場使用承認書を申請者に交付することにより行うものとされている。また、使用料は、条例第13条第2項の規定により前納とするとされている。当該機関は射撃場の使用の承認にあたり、規則にのっとった処理をしておらず、使用料も後納としていた。 (注意事項) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第6項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第4号及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の4の2により、事業者が産業廃棄物を運搬又は処分をする場合の委託契約は、書面により行い、契約の有効期間や支払う料金等の必要事項を記載するものとされている。当該団体は、産業廃棄物処分委託について、契約書の有効期限が切れているにもかかわらず、業務を委託しているとともに、根拠が不明な単価により支出していた。また、処分費用について、運搬業務委託契約の相手方に運搬費用と合算して支出してい

た。

監査対象団体	株式会社ぐんまフラワー管理
監査年月日	平成27年9月11日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	農政部 (1) 公の施設の管理(指定管理) ・ぐんまフラワーパーク 指定管理料 164,571,429円 (利用料金制)
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人群馬県生活衛生営業指導センター
監査年月日	平成27年9月15日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	社会福祉法人藤岡市社会福祉協議会
監査年月日	平成27年9月15日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	健康福祉部 (1) 補助金 72,400,000円 ・群馬県障害福祉関係社会福祉施設等施設整備費県費補助金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	群馬県農業協同組合中央会
監査年月日	平成27年9月15日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	農政部 (1) 補助金 5, 138,000円 ・群馬県農協経営健全化促進対策事業費補助金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	わたらせ渓谷鐡道株式会社
監査年月日	平成27年9月16日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	県土整備部 (1) 補助金 83,527,000円 ・群馬県鉄道輸送対策事業費補助金

|監査の結果 | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	武尊山観光開発株式会社
監査年月日	平成27年9月17日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	産業経済部 (1) 県出資金 119,000,000円(県出資比率 31.3%) (2) 公の施設の管理(指定管理) ・宝台樹キャンプ場・宝台樹スキー場 指定管理料 7,422,000円 ・武尊牧場スキー場 指定管理料 3,390,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	学校法人如意輪学園
監査年月日	平成27年9月29日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	総務部 (1) 補助金 18,778,000円 ・群馬県私立学校教育振興費補助金 ・群馬県私立幼稚園預かり保育推進事業費補助金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	日本赤十字社群馬県支部
監査年月日	平成27年9月29日
監査対象とした財政的援助等の内容	健康福祉部 (1) 補助金 439,374,000円 ・群馬県救急医療施設運営費等補助金 (救急救命センター運営事業、ドクターへリ導入推進事業、救急患者退院コーディネーター事業) ・群馬県ドクターへリ運航事業費補助金 ・群馬県災害拠点病院施設整備及び設備整備費補助金 ・群馬県災害医療対策事業費補助金 ・群馬県地域周産期母子医療センター運営事業費補助金 ・病院内保育所運営費に対する補助金 ・群馬県地域医療介護総合確保基金事業費補助金 (新人看護研修事業、認定看護師研修支援事業) (2) 負担金及び交付金 3,734,473円 ・第26回群馬ICLS負担金 ・第27回群馬ICLS負担金 ・第27回群馬ICLS負担金 ・群馬県災害医療研修会負担金 ・群馬県炎害医療研修会負担金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	みかぼパークマネジメント J V
監査年月日	平成27年9月30日
監査対象とした	環境森林部

財政的援助等の	(1) 公の施設の管理(指定管理)
内容	・みかぼ森林公園 指定管理料 5,775,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益社団法人群馬県青果物生産出荷安定基金協会
監査年月日	平成27年10月1日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	日本空港コンサルタンツ・大成有楽不動産連合体
監査年月日	平成27年10月1日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	県土整備部 (1) 公の施設の管理(指定管理) ・群馬ヘリポート 指定管理料 24,796,800円
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	宗教法人一之宮貫前神社
監査年月日	平成27年10月2日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	教育委員会 (1) 補助金 6,774,000円 ・群馬県文化財保存事業費補助金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人群馬県暴力追放運動推進センター
監査年月日	平成27年10月2日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	警察本部 (1) 県出捐金 512, 275, 000円 (県出資比率 82.1%) (2) 補助金 4,500,000円 ・群馬県暴力追放運動推進センター補助金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	群馬県ライフル射撃協会

監査年月日	平成27年10月6日
	生活文化スポーツ部 (1) 公の施設の管理(指定管理) ・群馬県ライフル射撃場 指定管理料 1,877,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人長寿社会づくり財団
監査年月日	平成27年10月6日
	健康福祉部、産業経済部 (1) 県出捐金 100,000,000円(県出資比率 66.7%) (2) 補助金 90,226,522円 ・公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団県費補助金 ・群馬県シルバー人材センター連合事業費補助金 ・群馬県高年齢者就業機会確保事業補助金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	社会福祉法人三吉
監査年月日	平成27年10月6日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	健康福祉部 (1) 補助金 10,952,000円 ・群馬県保育士養成所費補助金 ・群馬県進路選択学生等支援事業費補助金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人群馬県スポーツ協会
監査年月日	平成27年10月7日
	生活文化スポーツ部、企業局 (1) 県出捐金 502,700,000円(県出資比率 68.6%) (2) 補助金 369,340,932円 ・群馬県スポーツ振興費補助金 (3) 公の施設の管理(指定管理) ・群馬県総合スポーツセンター 指定管理料 227,315,000円 (利用料金制)
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	群馬県職業能力開発協会
監査年月日	平成27年10月7日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	産業経済部 (1) 補助金 23,350,000円 ・群馬県職業能力開発協会補助金 ・技能五輪全国大会等出場選手強化補助金

監査の結果 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人群馬県私学振興会
監査年月日	平成27年10月8日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	総務部 (1) 県出捐金 100,000,000円(県出資比率 42.3%) (2) 補助金 181,919,324円 ・群馬県私立学校教職員退職金資金等補助金 ・群馬県私学団体研修事業費等補助金 ・群馬県私立学校等施設・設備資金利子補給事業補助金 (3) 貸付金 新規貸付 90,000,000円 残高 0円 ・群馬県私学経営安定資金貸付金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	わたらせ森林組合
監査年月日	平成27年10月8日
	環境森林部、桐生みどり振興局 (1) 補助金 73,884,871円 ・群馬県民有林造林事業補助金 ・群馬県間伐総合対策事業補助金 (緊急間伐促進対策事業) ・群馬県森林境界明確化基金事業補助金 ・群馬県森林獣害防止等対策事業補助金 ・群馬県森林獣害被害木処理支援事業補助金 ・群馬県森林獣害被害木処理支援事業補助金 ・群馬県森林・林業人材育成加速化事業補助金 ・群馬県林業・木材産業再生緊急対策事業補助金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人桐生地域地場産業振興センター
監査年月日	平成27年10月8日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	産業経済部 (1) 県出捐金 10,000,000円(県出資比率 39.8%) (2) 補助金 3,300,000円 ・群馬県地場産業総合振興対策事業補助金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	社会福祉法人幹の会
監査年月日	平成27年10月9日
監査対象とした 財政的援助等の	健康福祉部 (1) 補助金 295,931,617円

内容	・群馬県老人福祉施設等施設整備事業費県費補助金・群馬県介護基盤等整備事業費補助金・群馬県軽費老人ホーム利用料補助金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	伊勢崎商工会議所
監査年月日	平成27年10月9日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	産業経済部 (1) 補助金 40,560,588円 ・群馬県小規模事業経営支援事業費補助金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	群馬県土地改良事業団体連合会
監査年月日	平成27年10月14日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	農政部 (1) 補助金 182,922,000円 ・群馬県土地改良施設維持管理適正化事業補助金 ・群馬県土地改良事業等補助金 (水土総合強化推進事業)
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	N P O 法人K F P 友の会
監査年月日	平成27年10月14日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	県土整備部 (1) 公の施設の管理(指定管理) ・観音山ファミリーパーク 指定管理料 58,320,000円 (利用料金制)
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	学校法人平方学園
監査年月日	平成27年10月15日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	総務部 (1) 補助金 433,613,312円 ・群馬県私立学校教育振興費補助金 ・群馬県私立高等学校等入学金減免事業補助金 ・群馬県高等学校等就学支援金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査年月日	平成27年10月15日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	企業局 (1) 公の施設の管理(指定管理) ・ウエストパーク1000 指定管理料 37,150,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人群馬県観光物産国際協会
監査年月日	平成27年10月16日
	生活文化スポーツ部、健康福祉部、産業経済部、企業局 (1) 県出資金及び出捐金 864,000,00円(県出資比率 88.7%) (2) 補助金 44,785,065円 ・群馬県観光物産国際協会運営費補助金 ・群馬県多言語インフォメーションセンター運営事業費補助金 ・群馬県国保未払医療費対策事業補助金 (3) 負担金 19,398,000円 ・群馬県観光物産国際協会事業負担金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	スバルリビングサービス株式会社群馬事業所
監査年月日	平成27年10月16日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	企業局 (1) 公の施設の管理(指定管理) ・上武ゴルフ場 指定管理料 0円 (利用料金制) 企業局への納付金 87,480,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人群馬県蚕糸振興協会
監査年月日	平成27年11月5日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	農政部 (1) 県出捐金 662,500,000円(県出資比率 53.7%) (2) 公の施設の管理(指定管理) ・群馬県立日本絹の里 指定管理料 95,760,000円 (利用料金制)
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人群馬県馬事公苑
監査年月日	平成27年11月5日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	農政部 (1) 県出捐金 200,000,000円(県出資比率 100.0%) (2) 公の施設の管理(指定管理)

	・群馬県馬事公苑 指定管理料 17,485,715円 (利用料金制)
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	株式会社三商
監査年月日	平成27年11月5日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	企業局 (1) 公の施設の管理(指定管理) ・玉村ゴルフ場 指定管理料 0円 (利用料金制) 企業局への納付金 187,920,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人群馬県産業支援機構
監査年月日	平成27年11月9日
	産業経済部、県土整備部 (1) 県出捐金 913,050,000円(県出資比率 85.9%) (2) 補助金 179,416,729円 ・公益財団法人群馬県産業支援機構事業支援費補助金 ・群馬県中小企業経営資源強化対策事業費等補助金 (海外展開支援事業、小規模企業者等設備資金貸付事業、環境・エネルギー技術推進事業、下請中小企業取引情報提供等事業、中小企業経営資源強化対策事業)・群馬県八ッ場ダム地域生活再建推進事業経営相談事業費補助金 (3) 損失補償 実行額 0円 残高 19,024,100円 ・群馬県小規模企業者等設備導入資金貸付金に係る損失補償 (4) 貸付金 新規貸付 0円 残高 62,358,000円 ・群馬県小規模企業者等設備導入資金貸付金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人群馬県防犯協会
監査年月日	平成27年11月9日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	警察本部 (1) 県出捐金 84,160,000円 (県出資比率 94.0%) (2) 補助金 3,900,000円 ・群馬県防犯協会活動補助金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

欧木年月日 平式9.7年11月10日	監査対象団体	公益財団法人群馬県教育文化事業団
<u> </u>	監査年月日	平成27年11月19日

監査対象とした	生活文化スポーツ部、教育委員会
財政的援助等の	(1) 県出捐金 261, 100, 000円 (県出資比率 99.8%)
内容	(2) 補助金 120,987,944円
	・群馬県教育文化事業団運営費補助金・高等学校等奨励金貸与事業の貸付資金に係る補助金・高等学校等奨学金貸与事業の運営費に係る補助金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

◎監査公表第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、群馬県知事等から講じた措置につい て通知があったので、次のとおり公表する。

平成28年3月1日

群馬県監査委員 横 田 秀 治 丸 山 幸 男 同 久保田 順一郎 狩 野 浩 志 同

監	査	対	象	機	関	勢多農林高等学校
監	査結り	果の	公表	年月	日	平成27年7月3日(群馬県報第9312号)監査公表第11号
監	查	σ)	結	果	(注意事項) 当該機関は、平成26年10月17日に臨時雇用者1名(第4種、1週間の勤務日数5日)を新規に雇用し、平成27年1月13日まで雇用した。 県立学校の臨時雇用者に付与される年次有給休暇については、県立学校臨時雇用者の休暇取扱要領で定められており、1週間の所定勤務日数が5日の者は、継続勤務期間が6ヶ月未満の間は1ヶ月について1日付与されるものとされている。 当該機関は、年次有給休暇を付与するに当たり、雇用期間の算定を誤ったため、賃金を12,620円過大に支給していた。
講	じ	た	-	措	置	過大に支給した臨時雇用者の賃金については、平成27年3月9日に戻入手続を 行い同月16日に受入処理をした。 今後は、再発防止に向けて、県立学校臨時雇用者取扱基本要領及び県立学校臨時 雇用者の休暇取扱要領の研修を行い、共通理解を得ることにより、チェック機能の 充実を図り再発防止に努めていくこととした。

監	査	対	象	機	関	藤岡北高等学校
監	査結り	果の	公表	年月	日	平成27年7月3日(群馬県報第9312号)監査公表第11号
監	查	σ)	結	果	(注意事項) 当該機関は、分掌する教育財産である施設に自動販売機を設置する者との間で、 県有財産賃貸借契約を締結した。自動販売機の設置者は、当該契約書第8条に基づ き、県の発行する納入通知書により、納期限までに電気料を支払うものとされてい る。 歳入の会計年度所属区分は、地方自治法施行令第142条第1項第2号により、 随時の収入で納入通知書を発するものは、当該納入通知書を発した日の属する年度 とされている。

					当該機関は、平成26年3月分の電気料11,282円について、同年4月7日に調定し納入通知書を発行したため平成26年度の歳入とすべきところ、平成25年度の歳入としていた。
講	じ	た	措	置	再発防止に向けて、歳入の会計年度に係る関係法令等の周知徹底を行うととも に、チェック体制を強化することとした。

監	査	対	象	機	関	榛名養護学校
監	査結り	果の	公表	長年月	日	平成27年7月3日(群馬県報第9312号)監査公表第11号
監	查	Ø,		結	果	(注意事項) 臨時雇用者に付与される夏季休暇の日数は、県立学校臨時雇用者の休暇取扱要領で定められており、1週間の所定勤務日数が4日以上の者で、7月から9月までの間に在籍する者に対しては、7月、8月、9月にそれぞれ1日及び7月から9月までの間に1日が付与されることになっている。 当該機関は、学校給食と寄宿舎食事の調理、配膳等に従事させるため、平成26年5月8日に臨時雇用者(4種、1週間の所定勤務日数5日)を新規に雇用し、また、同年8月8日及び同月26日に継続雇用をしているが、夏季休暇の付与及び取得に誤りがあり、平成26年8月分の賃金を12,620円過大に支給していた。
講	じ	た	<u>-</u>	措	置	過大に支給した臨時雇用者の賃金については、平成27年8月28日に調定を行い同月31日に受入処理をした。 今後は、再発防止のため、県立学校臨時雇用者の休暇取扱要領等の確認を徹底するとともに、所属内でのチェック体制を強化し、適正な事務処理を行うこととした。

監	査	対	象	機	関	太田土木事務所
監る	査結り	果の:	公表	長年月	日	平成27年8月21日(群馬県報第9326号)監査公表第13号
監	査	O.)	結	果	(注意事項) 当該機関は、建築基準法第6条第1項及び群馬県建築基準法施行条例第2条の2に基づき、手数料分の群馬県証紙が貼付された申請書の提出を受けている。 群馬県収入証紙条例施行規則第5条において、証紙を貼り付けた申請書の提出があったときは、証紙に消印を押し、歳入科目ごとに区分して証紙消印実績簿に記載することと規定されているが、平成26年6月26日分として証紙消印実績簿に記載された金額は、当該機関が同日に提出を受けた申請書において消印した証紙の金額と一致していなかった。 また、同規則第15条第2項で、証紙消印実績簿に基づいて歳入の調定をするとともに証紙収入振替依頼書を作成し、会計課長に送付することになっているが、これらを、誤った証紙消印実績簿に基づいて行ったため、13,000円が事務監査日(平成27年6月3日)現在までに、県の一般会計の歳入になっていなかった。
講	じ	た	-	措	置	歳入となっていなかった13,000円については、平成27年7月3日付けで会計局会計課長に報告し、県の一般会計の歳入とした。 再発防止のため、複数の職員が申請受付・消印時に件数及び金額を十分チェックするとともに、証紙消印実績報告時には、担当係長が再確認を行うこととし、チェック体制の強化を図った。

監	査	対	象	機	関	利根沼田環境森林事務所
監	査結り	果の	公表	年月	日	平成27年8月21日(群馬県報第9326号)監査公表第13号
監	杳	0,)	結	果	(注意事項)

					群馬県文書管理規程第39条第1項で完結文書の保存期間は、長期(30年)、10年、5年、3年、2年又は1年とされ、文書主務課・所長が、別表第2に掲げる基準により文書ファイル基準表のファイル基準ごとに定めるとされている。また、同規程第49条で保存期間が満了したものは、廃棄するものとされている。当該機関では、平成27年5月時点で、平成26年度に発生した保存期間5年とされている文書1件が保存されていなかった。
講	じ	た	措	置	確実に文書が保存されるように、文書整理時には、誤って廃棄しないように複数 人での確認を行うとともに、業務において一時的に保管場所から持ち出す場合は、 用件が終了次第、速やかに保管場所に戻すことを徹底し、再発防止に努める。

監	査	対	象	機	関	学事法制課
監		長の:	公表	年月	日	平成27年9月29日(群馬県報第9337号)監査公表第15号
監	查	σ)	結	果	(注意事項) 当該機関は、群馬県私学団体研修事業費等補助金交付要綱に基づき、同補助金 を、平成26年7月30日付けで交付決定し、平成27年5月12日付けで補助金 の額の確定をしたが、補助対象経費の中に、交付決定前に執行した事業経費が含ま れていた。
講	じ	た	-	措	置	今後、交付決定等を行うに当たっては、補助対象経費の中に交付決定前の事業経費が含まれることがないよう補助対象事業の内容の審査をより慎重に行うとともに、交付決定等の時期や補助対象とする事業の見直し等を行い、適正に事務処理を行うことを徹底した。 また、再発防止のため、複数の職員が相互に確認するなど、所属内のチェック体制を強化することとした。

監	査	対	象	機	関	県民生活課
監		長の	公才	長年月	日	平成27年9月29日(群馬県報第9337号)監査公表第15号
監	查	σ		結	果	(注意事項) 平成27年6月16日に鍵付きのロッカー内を確認した際、「消耗品出納整理カード」に記載されていないテレホンカード51枚(50度数50枚、105度数1枚)を発見し、当該機関が所有するものと確認した。 群馬県財務規則第213条第1項で、物品管理者は、物品を受領し、若しくは払い出し、又は第215条に規定する分類換をしたときは、備品については備品管理台帳に、消耗品については消耗品出納整理カードに記録しておかなければならないとされているが、当該機関は、平成27年度以前に当該テレホンカードを受け入れた際に、消耗品出納整理カードに記録していなかった。
講	じ	た	-	措	置	当該テレホンカードについて、監査終了後、速やかに消耗品出納整理カードへの登録を行った。 また、今後において同様の事例が生じないよう、関係例規の遵守について周知徹底を行い、適切な消耗品の管理に努めることとした。

監	査	対	象	幾関	介護高齢課
監査		見のな	公表生	手月 日	平成27年9月29日(群馬県報第9337号)監査公表第15号
監	査	<i>の</i>	絽	吉 果	(注意事項) 群馬県財務規則(以下「規則」という。)第95条第1項で、資金前渡職員は、 前渡金に係る用件終了後5日以内に、前渡金精算書を作成して証拠書類を添え、支 出命令者の確認を受けなければならないとされている。

また、公共料金等を自動口座振替の方法で支払う場合の事務に関しては、規則及び群馬県公共料金等自動口座振替事務取扱要綱(以下「要綱」という。)に必要事項が定められている。

前渡金の支出については、精算の手続が必要となり、要綱第9条で、自動口座振替に係る前渡金の精算は、残金がない場合は、料金の支払から1月以内に料金の支払に係る記帳がなされた資金前渡職員口座の通帳を支出命令者に提示し、支出命令者は、当該前渡金に係る支出回議書余白に確認日を記入し、押印することとされている。

当該機関は、前渡金の精算について次のような誤りがあった。

- (1) 平成26年4月30日に資金前渡職員に支出した役務費113,330円について、規則で規定する前渡金精算書の作成及び支出命令者の確認が行われていなかった。
- (2) 平成26年5月28日、同年10月16日及び同年11月12日に資金前渡職員に支出した役務費等計10,772円について、規則で規定する前渡金精算書の作成及び支出命令者の確認が最大で302日遅延していた。
- (3) 資金前渡職員口座の通帳の記帳を平成26年9月1日に行った後、平成27年4月3日まで行っておらず、この間に自動口座振替を行った前渡金計21件、1,506,638円について、精算手続を行っていなかった。

講じた措置

再発防止のため、群馬県財務規則及び群馬県公共料金等自動口座振替事務取扱要綱に基づく前渡金の精算に係る事務について、確実かつ遅滞なく行うよう、職員に周知徹底を図った。

監	査	対 纟	泉 機	関	技術支援課
監		果の公	表年月	日	平成27年9月29日(群馬県報第9337号)監査公表第15号
監	査	Ø	結	果	(注意事項) 当該機関は、事務補助に従事させるため、臨時雇用者1名(3種、1週間の所定勤務日数4日)を平成24年4月1日から平成26年8月31日まで雇用した。臨時雇用者に付与される年次有給休暇については、臨時雇用者の休暇取扱要領で定められており、1週間の所定勤務日数が4日の者は、最初の6ヶ月間は1ヶ月につき1日、6ヶ月継続勤務した場合は1ヶ年につき12日、1年6ヶ月継続勤務した場合は1ヶ年につき12日、2年6ヶ月継続勤務した場合は1ヶ年につき13日付与される。 当該機関は、当該臨時雇用者の年次有給休暇を付与するに当たり、付与日数を誤ったために、賃金の支給が52,975円過大であった。
講	じ	た	措	置	再発防止を図るため、臨時雇用者の雇用及び賃金の支給に当たっては、雇用通知書に記載する年次有給休暇の付与期間及び日数を複数の職員で確認照合するとともに、出勤簿、休暇簿等の確認を徹底することとし、繰越日数及び付与日数の誤りの防止を図り、臨時雇用者取扱基本要領や臨時雇用者の休暇取扱要領等に基づく適正な事務処理を行うこととした。

◎監査公表第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、第8回(平成25~26年度)工事 に係る行政監査の結果に基づき、群馬県知事等から講じた措置について通知があったので、次のとおり公表する。

平成28年3月1日

群馬県監査委員 横 田 秀 治 同 丸 山 幸 男

同 久保田 順一郎

同 狩野浩志

第1 監査の結果の報告

第8回(平成 $25\sim26$ 年度)工事に係る行政監査の結果については、平成27年3月24日に群馬県知事等に報告(平成27年3月27日付け群馬県報号外第4号で公表)した。

第2 監査のテーマ

業務委託の変更契約について

監 査 対 象 機 関 農政部

第3 講じた措置

監	查文	†	象機	関	環境森林部
監 (查. 報 告		結 抜 粋		第3 監査の結果及び意見 3 個別監査結果 (2) 個別監査の結果及び意見 ア 当初発注の正確性 (調査結果の概要) 実地調査を行った結果、業務委託の作業内容量に比して履行期間が短いものが確認され、その結果、大幅な期間延期を行っているものが、2件見受けられた。 (検討を要する事項) 業務内容と合わせ、履行期間は競争入札に関わる重要な要件であり、入札参加の判断や入札金額に大きな影響を与えるものであるため、現場条件を反映したより正確な設計に基づく発注が行われるよう要望する。
講	じ	た	措	置	当初発注の正確性を確保するため、森林土木係長会議の開催等により、業務内容 に必要な委託期間の確保、審査者による委託期間の妥当性審査の周知徹底を図っ た。
監(査 報 告	の書	結 抜 粋		第3 監査の結果及び意見 3 個別監査結果 (2) 個別監査の結果及び意見 イ 設計変更の妥当性 (調査結果の概要) 実地調査を行った結果、変更契約とする理由書の記載が不明瞭なものが、1件見受けられた。 (検討を要する事項) 設計変更理由書において、変更契約とする具体的な内容、経緯等が不明確であるものが見受けられたため、設計変更の取扱いの明確化について検討を行うことを要望する。
講	じ	た	措	置	設計変更の取扱いについては、現行要領等の遵守を継続していく。設計変更理由 については、森林土木係長会議を開催し、理由を簡潔・明瞭に記載するよう、周知 徹底を図った。

監 査 の 結 果 第3 監査の結果及び意見 (報 告 書 抜 粋) (3 個別監査結果 (2) 個別監査の結果及び意見 ア 当初発注の正確性 (調査結果の概要)

実地調査を行った結果、業務委託の作業内容量に比して履行期間が短い ものが確認され、その結果、大幅な期間延期を行っているものが、1件見 受けられた。

					(検討を要する事項) 業務内容と合わせ、履行期間は競争入札に関わる重要な要件であり、入 札参加の判断や入札金額に大きな影響を与えるものであるため、現場条件 を反映したより正確な設計に基づく発注が行われるよう要望する。
講	じ	た	措	置	発注業務内容を精査のうえ、発注時期を検討し、必要な業務委託期間を確保するよう、課長センター長会議や担当者会議等において周知徹底をした。また、巡回指導等においても担当職員への指導徹底を図るとともに審査者による委託期間の妥当性の審査を行うよう周知した。

監	查文	† ‡	象機	関	県土整備部
監(査報 告		結 抜 粋		第3 監査の結果及び意見 3 個別監査結果 (2) 個別監査の結果及び意見 ア 当初発注の正確性 (調査結果の概要) 実地調査を行った結果、業務委託の作業内容量に比して履行期間が短いもの、関係者との協議調整に見込む期間が不足するもの及び発注の時期や設計の精度に問題があるものが確認され、その結果、大幅な期間延期や増額の変更契約を行っているものが、合わせて27件見受けられた。(検討を要する事項) 業務内容と合わせ、履行期間は競争入札に関わる重要な要件であり、入札参加の判断や入札金額に大きな影響を与えるものであるため、現場条件を反映したより正確な設計に基づく発注が行われるよう要望する。
講	じ	た	措	置	現場条件を反映したより正確な設計に基づく発注が行われるよう、起工設計書の精査や適正な履行期間の設定及び審査時のチェックを行うことなど、業務委託における設計書作成の留意点をまとめ、関係所属に周知した。
監(查 報 告		括 抜 粋		第3 監査の結果及び意見 3 個別監査結果 (2) 個別監査の結果及び意見 イ 設計変更の妥当性 (調査結果の概要) 実地調査を行った結果、変更契約で追加している業務が、当初契約と別路線若しくは別箇所の業務である、別業種の業務である、又は、当初契約の業務を別業務に変更しているといった契約が見受けられた。また、別途分離発注が可能と思われるが、変更契約により大幅な増額契約を行っているもの等が、合わせて18件見受けられた。 (検討を要する事項) 透明性を確保し、公平な契約とするため、安易に別路線、別箇所等の追加や、一定の範囲を超えた大幅な金額の増減を行うことがないよう、業務委託おける設計変更の取扱いの明確化について検討を行うことを要望する。
講	じ	た	措	置	業務委託について、一定の割合を超えた増額となる場合は原則として別途契約を 行うことなど、新たに設計変更の取扱いを定め、関係所属に周知した。

毎週火、金曜日発行

発 行 **群 馬 県**

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 電話 027-223-1111